

関 係 各 位

財 務 部 長

現場代理人の取扱いについて（通知）

標記については、令和 5 年 5 月 1 9 日付け 5 雲契第 3 9 号で通知しておりますが、公共工事の更なる円滑な執行を図るため、現場代理人の取り扱いについて下記のとおり改正します。

なお、令和 5 年 5 月 1 9 日付け 5 雲契第 3 9 号は、本通知の適用日をもって廃止します。

記

1. 対象

雲仙市が発注する工事

2. 現場代理人の常駐を要しない場合

原則として、現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のア～オのいずれかの要件を満たす場合は、雲仙市建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第 1 0 条第 5 項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うものとする。

ア. 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。

イ. 契約書第 2 0 条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間（工事中止通知書に示す中止期間）。

ウ. 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。

エ. 前 3 号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

オ. 1 件の工事における請負額が 4, 5 0 0 万円未満（建築一式 9, 0 0 0 万円未満）の工事（技術者の専任が必要とされない工事）で、発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡がとれる場合。

3. 監督職員への報告及び承諾

○上記ア～エ 現場施工を行わない期間

現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事の作業員として従事することを可能とするが、計画工程表等により作業等を行わない期間を明確にしておくこと。

なお、作業を行わない期間を変更した場合は、変更の計画工程表等の再提出を行うか、若しくは「工事打合せ簿」等により、その期間を明確にしておくこと。

○上記オ 監督職員と常に携帯電話等で連絡がとれる場合

特段の報告の必要はない。

4. 他工事と現場代理人が兼務できる場合

現場代理人は、発注者又は監督員が求めた場合、求める工事現場に速やかに向かう等の対応を行うことを条件に、以下のいずれかの場合は兼務を可能とする。

なお、現場代理人は、いずれかの現場に常駐することを原則とする。

ただし、工事現場の運営、取締りに支障が生じたこと等により、監督職員が現場代理人の兼務が不相当と認めた場合は、兼務を取り消すものとする。

① 次の要件を全て満たす場合

- ・市内の公共工事（国、県等含む）で、兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと、相互の発注機関の長が判断する工事であること。
- ・相互の工事現場の直線距離が10km程度または移動時間が30分程度の場合。
- ・各々の工事において、請負額が4,500万円未満（建築一式9,000万円未満）の工事（技術者の専任が必要とされない工事）であること。
- ・兼務する工事の件数は3件までとする。
- ・発注者又は監督員とは携帯電話等により常時連絡が取れることとし、発注者又は監督員が指示した場合は、速やかに工事現場に向かう等の対応を行うこと。
- ・兼務する現場代理人は、兼務している全ての工事現場を1日1回以上巡回し、現場管理等に当たること。

② 一体性が認められる工事（随意契約）

雲仙市が発注する工事において、「同一の建設業者」と締結する「契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事」であって、「それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められる（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る）」場合。

兼務できる工事の件数に制限は設けない。

5. 監督職員への報告及び承諾

○上記①次の要件を全て満たす場合

現場代理人兼務承諾協議書（様式1）により承諾を得た後、本紙の写しを現場代理人等決定通知書に添付し、提出すること。

また、雲仙市以外の発注機関の公共工事と兼務する場合は、他発注機関から現場代理人兼務承諾書（様式２）により承諾を得た後、本紙の写しを現場代理人等決定通知書に添付し、提出すること。

○上記②一体性が認められる工事（随意契約）

特段の報告の必要はない。

6. 現場代理人の資格要件

現場代理人には、特別な資格は要しない。

7. 現場代理人の途中交代

現場代理人の途中交代については、制限を設けていない。

8. 適用日

令和７年２月１日以降に適用する。